

設計内容説明書

横浜市に省エネ適合性判定を提出する場合は、こちらの書式を添付してください

横浜市

【建築物の概要】

建築物の名称	(仮称) ○○計画				
建築物の地名地番	横浜市○○区○○町				
設計者等氏名	○○一級建築士事務所 ○○				
工事種別	<input checked="" type="checkbox"/> 新築	<input type="checkbox"/> 増築	<input type="checkbox"/> 改築		
建築物の種類	<input type="checkbox"/> 非住宅建築物	<input type="checkbox"/> 一戸建ての住宅	<input type="checkbox"/> 共同住宅等	<input checked="" type="checkbox"/> 複合建築物	
記載例	複合建築物 延べ面積2,000㎡の新築 ・非住宅：500㎡ ・住宅：1,500㎡ (住戸部1200㎡、共用部300㎡)				
非住宅/住宅別床面積	① 非住宅部分	(500 ㎡)	(500 ㎡)	(開放部分を除いた部分の床面積)	
	② 住宅部分	(1500 ㎡)	(1500 ㎡)		
	住宅部分の共用部分	計算の有無 <input type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 無	共用部分の面積 (■無のみ記載) (300 ㎡)	…③	
	住宅部分の計算面積 (②-③)	(1200 ㎡)			
	①+②の合計	(2000 ㎡)	(2000 ㎡)		

この色のセルは記述
この色のセルは選択

増築・改築の場合は、当該部分の増築又は改築の面積のみ記載

面積をそれぞれ記入してください。該当しない部分は、空欄のまま

住宅部分の共用部分を計算の有無を選択し、計算なしの場合のみ、共用部分の面積を記入してください。

共用部分の計算なしの場合、共用部分の面積を除いた面積【住宅部分の計算面積 (② - ③)】が省エネ適判の申請手数料の面積になります。

【非住宅部分の概要】

※①非住宅部分についてご記入ください。

非住宅部分の用途	事務所、自動車車庫			
非住宅部分用途別床面積 (共用部は按分)	工場等部分	(用途の区分)	(具体的な用途の名称)	(床面積)
	<input type="checkbox"/>	(08470)	(事務所)	(400 ㎡)
	<input checked="" type="checkbox"/>	(08490)	(自動車車庫)	(100 ㎡)
	<input type="checkbox"/>	()	()	(㎡)
	<input type="checkbox"/>	()	()	(㎡)
	<input type="checkbox"/>	()	()	(㎡)
	非住宅部分の合計 (A)		(500 ㎡)	
非住宅部分のうち工場等に供する部分	工場等部分の合計 (B)		(100 ㎡)	
	(A) - (B)		(400 ㎡)	
一次エネルギー消費量の算定対象部分	<input checked="" type="checkbox"/> 有	<input type="checkbox"/> 無		

【非住宅部分の概要】欄は、完了検査手数料の算出時に必要なため、こちらも記入してください。

確認申請上の用途ごとにそれぞれ記入してください (非住宅部分間での共用部は按分してください)

完了検査申請手数料 (加算分) の算定対象面積です。

無 (非住宅部分全体が計算対象外) の場合、完了検査申請手数料 (加算分) は0円となります

裏面あり

- 「工場等の部分」とは、建築基準法上の用途が以下の用途に供する部分とします。(一次エネルギー消費量の計算対象が否かによりません。)
- ・工場 (自動車修理工場を除く)
 - ・自動車修理工場
 - ・自動車車庫
 - ・自転車駐車場
 - ・危険物の貯蔵又は処理に供するもの
 - ・水産物の増殖場若しくは養殖場
 - ・畜舎
 - ・倉庫 (冷凍冷蔵倉庫、定温倉庫含む)
 - ・卸売市場
 - ・火葬場又はと畜場、汚物処理場、ごみ焼却場その他の処理施設
 - ・公衆電話所・公衆便所、休憩所又はバス停留所の上屋
 - ・データセンター等
 - ・建築基準法施行令第130条の4第5号に基づき国土交通大臣が指定する施設 (昭和45年12月28日建設省告示第1836号)

